

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
TEL：06-6838-7090
FAX：06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第131号

2019年11月1日、消費者庁において第6回「食品添加物表示制度に関する検討会」が開催されました。2019年4月に始まった同検討会において、これまでの議論のなかでも主に話し合われている「無添加」「不使用」表示の在り方について、こちらでもとりあげてみたいと思います。

添加物の「無添加」「不使用」表示の現状

まず無添加、不使用に関する表示の規則の現状についてですが、同検討会の消費者庁資料「論点の整理（第4回検討会資料2の修正版）」において、以下のようにまとめられています。（ただし「食品表示基準における整理であり、その他に公正競争規約（景品表示法第31条に基づく協定又は規約）にもこうした無添加、不使用に関する表示の規則があります。」）

・「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」は表示禁止事項とされている（食品表示基準第9条第1項第1号、第13号等）。

・ただし、糖類及びナトリウム塩については、特定の要件を満たす場合に限り、「添加していない旨」を表示することが許可されている（食品表示基準第7条）。

・通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないという制度運用を行っている（食品表示基準Q&A（令和元年7月1日最終改正）加工190）。

添加物の「無添加」「不使用」の表示の在り方について

～食品添加物表示制度に関する検討会より～

上記のうち、表示禁止事項とされている「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」（食品表示基準第9条第1項第1号、第13号等）については、食品表示基準Q&A加工1281に解釈が掲載されています。

（加工1281）表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

（答）

1 加工食品の表示禁止事項は、第3条、第4条、第6条及び第7条（名称、原材料、添加物等）に関連するものに限定されます。

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・特定の原産地のもの、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・産地名を誤認させる表示
- ・添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示

出典：食品表示基準Q&A（加工1281）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms201_191016_01.pdf#page=231

同検討会の消費者庁資料「追加資料（第5回検討会の整理（論点3関連）」においては、「Q&A加工1281は、第9条（表示禁止事項）」の解釈を網羅的に示したものではありません」とし、「食品表示基準第9条の表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールとなるものが必要ではないか」とまとめています。

ガイドラインの策定とQ&Aの見直し
の検討

同追加資料には、問題とされている「無添加」「不使用」表示についても整理されています。関連して、見直しの可能性があると思われる食品表示基準Q&A（加工190）については、あらためて確認をしておくといでしょう。

- ・表示を要さない加工助剤を添加物として使用しているにもかかわらず、添加物不使用と表示すること。
- ↓ 第9条第1項第13号に抵触する可能性（Q&A加工190）

- ・単に「無添加」と表示すること
- ↓ 第9条第1項第2号に抵触する可能性

↓ 糖類、ナトリウム塩不使用との表示と紛らわしい場合もあるという問題は存在するものの、消費者がどのような意識で単なる「無添加」を認識しているのかという点とも考慮する必要がある。

（加工190）「添加物は一切使用していません」「無添加」などと表示することはできませんか。

（答）

1 通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。

なお、加工助剤やキャリアオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用している旨の表示をすることはできません。また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。

2 さらに、同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。

出典：食品表示基準Q&A（加工190）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms201_191016_01.pdf#page=124

取り得る手段の案としては「Q&Aの見直し・追加」のほか、「ガイドラインの策定」など通知による指針の提示が、有力な案として検討されています。その際に、無添加・不使用とあわせて使用されている「合成」「人工」や「化学調味料」などの用語についても整理される見通しです（食品表示基準別表第六からの該当用語の削除、通知による指針の提示等）。

また検討会では、ガイドライン策定の際の参考としてコーデックスの無添加・不使用表示に関する基準に言及もされています。強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン5.1（v1）（CAC/GL11-1979）には、「通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していること」「同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されていないこと」などの基準がありますので、この機会にあわせて確認しておくといでしょう。

今後の予定

第7回検討会は、12月19日に開催される予定です。計画では2019年度末まで（早ければ年末まで）に報告書のとりまとめをするとされていますが、業務においてこうした強調表示に関する確認を担当している方は、議論の背景などを知っておくためにも、検討会資料一度目を通していただくとよいと思います。

（川倉）

参考：食品添加物表示制度に関する検討会（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_012/

「シンガポール、糖類添加量の多い飲料の健康レベル情報表示を義務化へ」

今回は、中国のコンサルティング会社 REACH24 グループより寄稿頂きました、以下の記事をご紹介します。と思います。

▼ 寄稿頂いた原文（英文）記事へのリンクは下記です。
<https://food.chemlinked.com/news/food-news/sugar-sweetened-beverages-subject-mandatory-health-level-labeling-singapore>
（筆者：Yilia Ye さん）

重要ポイント

- ・シンガポールで販売されている糖類添加飲料は、主に糖類の含有によって段階分けされる栄養レベルをパッケージに表示しなければならない。
- ・シンガポールでは、糖類含有量の多い飲料のマスメディアなどでの広告を全面禁止する予定。
- ・シンガポールは先進国の中でも 2 番目に糖尿病患者の割合が高い国である。

2019 年 10 月 10 日シンガポール保健省は、包装済みの糖類含有量の多い飲料に対して、パッケージの前面に栄養情報の表示を義務付けると公表した。主としてその糖類含有量に応じて 4 または 5 段階に分けられ、色で区別される。この規制は、シンガポールで販売される、清涼飲料水、果汁、インスタント飲料、ヨーグルト等すべての飲料に適用される。

この表示要件は、A から E まで段階分けしたフランスの表示様式を手本にしており、A が最も健康（緑表示）で E が最も不健康（赤表示）となる。



加えて、シンガポールは E レベル（最も不健康）の飲料に対して、テレビネットワーク、紙媒体メディア、屋外の公的な場所などでのマスメディアの広告を禁止した。この新しい規制が実施されれば、シンガポールは、糖類含有量の高い飲料に対して広告の全面禁止に踏み切る世界初の国となる。その他の国においても同様の規制は実施されているが、例外なく徹底的に実施される世界初の規制となる。

保健省は、このレベル分けに関して基準を発表していないが、2020 年前半にも詳細について発表される模様である。この新しい規制は、1 年後から 4 年後に実施される予定である。

この件に関して、コカ・コーラ社は CNN に対し、この新しい規制を支持すると表明し、同社への影響が最小限になることを願っていると述べた。コカ・コーラ シンガポールを含むヨー・ハップセン、ポッカ等飲料大手メーカー 7 社は、2020 年までにそれぞれの製品の糖類含有量を 12% 以下にするよう以前から表明していた。

シンガポールは、先進国の中でも糖尿病患者の割合が 2 番目に多い。これまでの国の政策や市場環境下では、将来的に人口の半数が糖尿病と診断されることになると推定されていた。この甚大な危機的状況を回避するためにシンガポール保健省は糖分の消費を減らすことを主眼に置いた 4 つの主な提案を行った。

対策	公募の回答率
健康レベル情報表示の義務化	84%
糖類含有量の多い飲料の広告の全面禁止	71%
砂糖税課税	65%
糖類含有量の多い飲料の販売の全面禁止	48%

砂糖税導入と糖類含有量の多い飲料に対する禁止も引き続き検討されることとなるが、この件に関する同意が比較的低くなっていることから、さらに慎重な検討が必要だとしている。

ご紹介の記事はシンガポールの内容ですが、各国ではこうした FOP（Front of Pack）表示に対する取り組みが進められています。日本では栄養成分について視覚化して表示をするような規則はなく、また added sugar の表示義務もありません。（ただし糖類無添加に関する表示基準はあります。）

今後、各国に輸出を検討される際には、どのような表示事項に対する関心が高いのかなど、様々な規則を通じて知っておくことも大切なのではないでしょうか。

（参照）
MOH TO INTRODUCE MEASURES TO REDUCE SUGAR INTAKE FROM PRE-PACKAGED SUGAR-SWEETENED BEVERAGES (Ministry Of Health, Singapore)
<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/moh-to-introduce-measures-to-reduce-sugar-intake-from-pre-packaged-sugar-sweetened-beverages>

今月の「お気に入り」言葉

The roots of education are bitter, but the fruit is sweet.

教育の根は苦いが、その果実は甘い。

（アリストテレス）